

マスク転売規制の細かな規定

②抱き合わせ販売についての取り扱い

抱き合わせ販売自体は**規制対象外**。抱き合わせで販売されるマスクが**規制内容に該当した場合は違反対象**。

なお**供給が不足し、それに代わる商品が存在しない状況**での当該商品の抱き合わせ販売は**不公正な取引方法と評価され、独占禁止法に触れる可能性がある**。



過去に希少品、需要の高い品物が転売された事例はいくつもある
例) Switch、コンサートチケット、ピザポテトetc...

これをうけて→

転売の法整備は過去に行っている

例) チケット不正転売禁止法 2019年施行

**法規制がない&需要が高いマスクが
転売対象になることは予測できたはずである**

アベノマスクの必要性

マスク不足の解消として1世帯に布マスクを2枚配布する政策を施行

医療機関等への支援を優先させるため、
国民には繰り返し使える布マスクを配布し、不足の解消を狙った

施行したものの国民からの声は...

- ・ 不良品、品質に対する指摘
- ・ 納品の遅さの指摘
- ・ 1世帯に2枚を疑問視
- ・ 配布されても使わない、税金の使い道に対する指摘

アベノマスク使用率の現状

7月中旬、インターネットで実施した民間調査でのアベノマスク使用率は4000件中わずか**3.5%**(※1)

- ・ 鼻、口が覆われない
- ・ 顔の形に合わない
- ・ 小さい

→故にマスクとして**役に立たない**のでは？



**人々のニーズに合致したものではなかったため、
この政策自体は効果があったとは言い難い**

マスク増産対応と企業参入